

2022年7月1日

お客さま各位

株式会社 豊和銀行

未利用口座管理手数料の新設および未利用口座自動解約の取扱い開始について

豊和銀行（頭取 権藤 淳）は、2022年9月5日（月）より長期間ご利用のない預金口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設し、対象口座の残高が同手数料に満たない場合、自動的に口座が解約となる取扱いを開始いたします。また、本取扱い開始に伴い、新たに「未利用口座管理手数料規定」を制定し、該当の預金規定を改正いたします。なお、改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

この度の取扱いは、長期間ご利用されていない口座が不正利用されることによる犯罪の発生や、お客さまの被害を防止することを目的としております。

当行では、今後もお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料・未利用口座自動解約の概要

対象のお客さま	下記対象口座をお持ちのすべてのお客さま
対象口座	普通預金（含む総合口座）、決済用普通預金、貯蓄預金
未利用期間	最後の預け入れまたは払戻しまたは通帳記帳から2年以上、預け入れまたは払戻しまたは通帳記帳がない口座を対象とします。 未利用期間開始の基準となる日は以下のとおりです。 ・2022年9月4日以前に開設された口座 ・・・2022年9月5日又は最終ご利用日の翌日のいずれか遅い方 ・2022年9月5日以降に開設された口座 ・・・最終ご利用日の翌日
対象外口座	ただし、以下の口座は対象外となります。 ☆該当未利用口座の残高が1万円以上である場合 ☆同一店舗で定期預金・定期積金・積立定期預金・譲渡性預金のお取引が1円以上ある場合 ☆ご融資（カードローン契約を含む）がある場合 ☆法人・個人インターネットバンキングまたはアンサーサービスの代表口座の場合 ☆その他当行が定める所定の場合
手数料額	年間1,320円（税込）
手数料の引き落とし	☆対象口座のお客さまには、届出住所あてに事前にご案内を発送いたします。 ☆ご案内から3ヶ月程度経過してもお取引がない場合、手数料を引き落とします。 ☆対象口座の残高が本手数料未済の場合、残高全額を手数料の一部として引き落とします。
未利用口座の自動解約	お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未済の場合はお客さまの口座残高を以て、未利用口座管理手数料の一部としていただき、同口座を解約させていただきます。 なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。 ※口座を自動解約させていただいた後の、お客さまのお手続きは一切ございません。
預金規定改定日	2022年9月5日（月）

※利息付与、本手数料の引落しは、口座利用にあたるお取引に含みません。

※本手数料は未利用口座を対象といたしますので、日頃より預け入れ・お引き出し・お振込み・口座振替等をお取引いただいている口座が対象となることはございません。

※未利用口座管理手数料の取り扱いについて変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。

2. 未利用口座管理手数料規定の制定について

未利用口座管理手数料の新設および未利用口座自動解約の取り扱い開始に伴い、新たに「[未利用口座管理手数料規定](#)」を制定いたします。

制定日：2022年9月5日（月）

3. 預金規定の改正について

(1) 対象となる預金規定

- ・総合口座取引規定
- ・普通預金規定
- ・決済用普通預金規定
- ・貯蓄預金規定

(2) 改定日

2022年9月5日（月）より

(3) 改定内容

上記（1）対象となる預金規定について、「未利用口座管理手数料」の条項を追加いたします。

対象規定	新設する条項
総合口座取引規定 普通預金規定 決済用普通預金規定 貯蓄預金規定	(未利用口座管理手数料) この預金口座には、別に定める未利用口座管理手数料規定が適用されるものとします。

本件に関するお問い合わせ先 営業統括部 立花 (097-534-2616) まで

以上